

吹田市水道部公告第25号

泉浄水所 活性炭吸着池補修工事に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年5月31日

吹田市水道事業管理者 前田 聡

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 工事名称 泉浄水所 活性炭吸着池補修工事
- 2 工事場所 吹田市南吹田3丁目3番60号
- 3 工期 令和6年6月28日から令和7年3月14日まで
- 4 工事種類 水道施設
- 5 工事概要 本工事は、泉浄水所で稼働している3号吸着池の粒状活性炭抜取り、既設ポーラスコンクリートの撤去及び支持床の清掃を行ってから、新たにポーラスコンクリートを打設し、粒状活性炭の充填・調整作業を行うものである。
※なお、本工事は修繕工事として実施するものとする。
- 6 最低制限価格 設定しない
- 7 入札回数 2回までとする
- 8 入札の保証
入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額以上を納付しなければならない。
- 9 契約の保証
落札者は、次の（1）から（5）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。
 - （1）契約保証金の納付
 - （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - （3）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確

実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

- (4) 当契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

- 10 支払条件
- (1) 前払い 有り（契約金額の40%以内の額。）
 - (2) 中間前払い 有り（契約金額の20%以内の額。）
 - (3) 部分払い 無し

- 11 主な保険等
- 以下に掲げるすべて。
- (1) 労働者災害補償保険
 - (2) 第三者に対する損害賠償保険
（1事故対人1名につき3,000万円以上、かつ総額2億円以上）
 - (3) 組立保険等（請負代金額かつ「工期+1か月」で加入）
 - (4) 建設業退職金共済

12 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）登載業者であり、参加希望工事種類が水道施設工事であること。
- (3) 水道施設工事について、建設業許可を有すること。
- (4) 建設業法第26条の規定による必要な技術者を工事現場に専任配置できること。ただし、入札参加資格確認申請受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）
- (5) 現場代理人を常駐で工事現場に配置できること。ただし、入札参加資格確認申請受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）
- (6) 官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。）が発注した浄水施設における、活性炭吸着池又はろ過池のポーラスコンクリート支持床の打設を元請として施工した実績を有すること。（完成・引渡しが平成16年度から入札参加資格確認申請受付最終日までに完了していること。）ただし、特定建設工事共同企業体（JV）による施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。
- (7) 本案件と同一の業種について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。また、建設業法施行規則第18条の2に違反していないこと。
- (8) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (9) 公告の日から入札日までの間、吹田市水道部工事成績評価結果活用要領に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (10) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (11) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

13 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、(2)に定めるところに従い、下記ア～エの書類を提出し、本市水道部の確認を受けなければならない。
 - ア 入札参加資格確認申請書(様式1)(以下「申請書」という。)
 - イ 12 入札参加資格(6)の入札参加資格要件を満たす元請受注実績が確認可能な書類(契約書・仕様書・設計図書・CORINS 工事カルテの写し等)
 - ウ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し
 - エ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し
- (2) 申請書等の提出
 - ア 提出期間
 - 令和6年5月31日(金)から令和6年6月14日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)
 - イ 提出先
 - (郵送の場合) 〒564-8551 吹田市水道部企画室経理グループ(住所の記載は不要)
 - (持参の場合) 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館3階 企画室
 - (電子メールの場合) sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp
 - ウ 申請書の取得方法
 - 吹田市のホームページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>水道部契約・入札情報>物品・修繕・委託業務等>2024年度一般競争入札(物品・修繕・委託業務等)一覧(以下「水道部ホームページ」という。)からダウンロードすること。
 - エ その他
 - (ア) 申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - (イ) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (ウ) 申請書等は持参、電子メール(送信後は電話により到着確認を行うこと)又は郵送(配達記録が残るものに限る。)で(2)アに記載する期間内に必着のこと。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、令和6年6月18日(火)17時まで、申請者へメールにより通知する。入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。この時まで、通知がない場合は「28 問い合わせ先」まで電話にて問い合わせること。
- (4) 期限までに申請書等を提出しない者又は本市水道部が入札参加資格なしと認められた者は、本入札に参加することができない。

14 現場説明会

現場説明会は開催しない。

15 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和6年5月31日（金）から6月7日（金）午後4時までとし、電子メールにより受け付ける。

質疑書の様式（様式2）は水道部ホームページからダウンロードし、メールの件名を「質疑 泉浄水所 活性炭吸着池補修工事」とし「28 問い合わせ先」のメールアドレスへ送信のこと。

(2) 回答期日

令和6年6月12日（水）までに、水道部ホームページに公開する。質疑がなかった場合は、「質疑なし」として公開する。

16 入札日時及び入札場所

入札日時 令和6年6月20日（木） 午前10時30分

入札場所 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館4階 入札室

代理人をして入札に参加する場合の委任状（様式4）、入札書（様式5）については、水道部ホームページからダウンロードし使用すること。

17 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

18 入札の辞退

申請書を提出した後、入札を辞退する事情が生じた場合は、上記入札日時までに入札辞退届（様式3）を提出するものとする。入札辞退届の様式は水道部ホームページからダウンロードすること。

19 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

20 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市水道部入

札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市水道部により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「12 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

21 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。
- (5) 落札者は本案件に係る内訳書を提出すること。

22 提出書類 落札者は入札日当日、以下の書類を提出すること。

(1) 配置予定技術者等調書（様式6）

※現場代理人、主任技術者又は監理技術者は入札日の時点において他の工事に従事していないこと。入札日において他の工事に従事している場合、本工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者になることはできない。

- (2) 配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の資格者証の写し（ただし、監理技術者を配置する場合は、配置技術者講習修了証の写しについても提出すること。また、実務経験による主任技術者を配置する場合は、技術者経歴書も提出すること。）
- (3) 現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的（入札参加資格確認申請日において3か月以上の雇用関係）に雇用していることが確認可能なもの
- (4) 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式7）

23 落札決定の取消し

- (1) 吹田市水道部は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のアからクまでのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ア 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき
 - イ 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けたとき
 - ウ 建設業法施行規則第18条の2に違反したとき
 - エ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - オ 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - カ 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき

キ 配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合に、その調書を提出しないとき

ク 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき

(2) (1) のアからクまでの規定により落札決定を取り消したことについて、本市水道部は一切の責めを負わないものとする。

24 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

25 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

26 契約予定日 令和6年6月28日(金)

27 その他

(1) 入札参加者は、この公告のほか、吹田市水道部会計規程、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。

(2) 当公告の内容について変更の必要が生じた場合は、水道部ホームページへ提示するので、入札参加者は適宜、確認のこと。

28 問い合わせ先

吹田市水道部企画室経理グループ(水道部本館3階)

住所 〒564-8551 吹田市南吹田3丁目3番60号

電話 (06) 6384-1253(直通)

FAX (06) 6384-1902

メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp